

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら市町の窓口で「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。
*利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

利用者の現状を把握
ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

ケアプランの作成
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などのサービスを行う事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用



16ページへ

施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用



18ページへ

地域密着型サービスは [24ページへ](#)

福祉用具の利用は [28ページへ](#)

住宅改修の利用は [29ページへ](#)

「要介護1～5」と認定された人は、まず居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は利用者負担の割合は1割、2割又は3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者の負担になります。

■利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*1が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*1が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人（40歳以上65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護を受給している人は） 上記にかかわらず1割負担

*1「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合は、給与所得及び課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除した金額を用います。

*2「その他の合計所得金額」は、*1の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

1か月の在宅サービスの上限額(支給限度額)

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

*1単位10円～10.21円です。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者に向けた「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って、安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、原則利用者に自己負担はありません。



介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせる利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
 ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

「自己負担のめやす」は1割負担のめやすです。令和3年4月から自己負担のめやすが変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭 など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物 など

●自己負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	256円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	187円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護をします。



●自己負担のめやす

1回	1,287円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。



●自己負担のめやす

1回※	313円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●自己負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師の指導（月2回まで）	514円
--------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。



●自己負担のめやす

訪問看護ステーションから（30分未満の場合）	480円
病院または診療所から（30分未満の場合）	407円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●自己負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	665円
要介護2	784円
要介護3	909円
要介護4	1,033円
要介護5	1,158円

※送迎を含む。
 ※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●自己負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	770円
要介護2	913円
要介護3	1,057円
要介護4	1,227円
要介護5	1,393円

※送迎を含む。
 ※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●自己負担のめやす（1日）

要介護1	546円
要介護2	613円
要介護3	684円
要介護4	749円
要介護5	819円



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。



●自己負担のめやす（1日）

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	607円	607円	708円
要介護2	677円	677円	777円
要介護3	750円	750円	853円
要介護4	820円	820円	924円
要介護5	889円	889円	993円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●自己負担のめやす（1日）

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	763円	839円	845円
要介護2	811円	889円	892円
要介護3	873円	953円	957円
要介護4	927円	1,005円	1,011円
要介護5	980円	1,060円	1,064円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス（施設サービス）

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスを利用できません。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割又は3割・食費・居住費・日常生活費が利用者の負担となります。

※利用者負担の割合については、15ページ参照



基準費用額：1日あたりの施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額

- **食費：**1,392円（令和3年8月から1,445円） **令和3年8月から** 食費の金額が変わります。
- **居住費：**ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円
従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費など）。

ただし①②のいずれかの場合は、対象となりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等の額が単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円を超える
- 令和3年8月から**
- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- ②の預貯金などの基準が変わります。

● **負担限度額（1日あたり）** **令和3年8月から** 第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

利用者負担段階	居住費等				食費		
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 自己負担のめやすが変わりました。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

● **自己負担のめやす（1か月）**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	17,431円	17,431円	19,834円
要介護2	19,500円	19,500円	21,903円
要介護3	21,659円	21,659円	24,123円
要介護4	23,728円	23,728円	26,222円
要介護5	25,766円	25,766円	28,261円

※新規入所は原則要介護3~5の人です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

● **自己負担のめやす（1か月）**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	21,720円	23,971円	24,215円
要介護2	23,089円	25,432円	25,584円
要介護3	24,975円	27,318円	27,470円
要介護4	26,587円	28,869円	29,082円
要介護5	28,139円	30,512円	30,694円

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

● **自己負担のめやす（1か月）**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	18,039円	20,869円	21,477円
要介護2	20,838円	23,758円	24,367円
要介護3	27,044円	29,873円	30,481円
要介護4	29,629円	32,550円	33,158円
要介護5	32,002円	34,862円	35,470円

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

● **自己負担のめやす（1か月）**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	21,720円	25,097円	25,614円
要介護2	25,066円	28,413円	28,930円
要介護3	32,246円	35,622円	36,139円
要介護4	35,318円	38,664円	39,181円
要介護5	38,056円	41,432円	41,950円

介護予防サービスの利用のしかた

1 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)に連絡

住んでいる地区を担当するセンターに連絡します。

※担当地区については、33~35ページ参照

※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。

2 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)の職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて、達成するための支援メニューを、利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて、ケアプランを作成します。

4 介護予防サービスなどを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。

22ページへ

介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

30ページへ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防地域密着型サービスは [24ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [28ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [29ページへ](#)

「要支援1・2」と認定された人は、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合は利用者負担の割合は1割、2割又は3割です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*1が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*1が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人（40歳以上65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護を受給している人は） 上記にかかわらず1割負担

※1「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合は、給与所得及び課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2「その他の合計所得金額」は、※1の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

1か月の介護予防サービスの上限額(支給限度額)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

*1単位10円~10.21円です。



サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の保健師などが、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って、安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、原則利用者に自己負担はありません。



介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
 ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

「自己負担のめやす」は1割負担のめやすです。令和3年4月から自己負担のめやすが変わりました。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、看護職員と介護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴サービスを行います。



●自己負担のめやす

全身入浴	870円
------	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、できる限り居宅で自立した日常生活を送れるよう、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。



●自己負担のめやす

1回※	313円	※20分間リハビリテーションを行った場合。
-----	------	-----------------------

要支援1・2の人の訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。31ページをご覧ください。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●自己負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師の指導(月2回まで)	514円
--------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●自己負担のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満の場合)	460円
病院または診療所から(30分未満の場合)	389円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。



●自己負担のめやす(1か月)

共通的サービス ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,088円
要支援2	4,067円

選択的サービス

運動器機能向上	229円
栄養改善	204円
口腔機能向上	153円

※食費、日常生活費は別途必要です。

要支援1・2の人の通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。31ページをご覧ください。

選択的サービスが利用できます

介護予防通所リハビリテーションで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

- 運動器の機能向上** 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
- 栄養改善** 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
- 口腔機能の向上** 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●自己負担のめやす(1日)

要支援1	185円
要支援2	316円

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要支援1	454円	454円	532円
要支援2	565円	565円	660円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要支援1	585円	619円	630円
要支援2	731円	779円	793円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

住み慣れた地域で生活を続けるために

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

「自己負担のめやす」は1割負担のめやすです。

令和3年4月から 自己負担のめやすが変わりました。



多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●自己負担のめやす (1か月)

要支援1	3,497円
要支援2	7,067円
要介護1	10,601円
要介護2	15,579円
要介護3	22,662円
要介護4	25,011円
要介護5	27,578円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●自己負担のめやす (1日)

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円
要介護4	755円
要介護5	825円



※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●自己負担のめやす (1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要介護1	591円	591円	671円
要介護2	661円	661円	741円
要介護3	733円	733円	815円
要介護4	803円	803円	887円
要介護5	872円	872円	956円

※要支援1・2の人は利用できません。
※新規入所は原則要介護3～5の人です。

認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

●自己負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合) 〈単独型を利用した場合〉

要支援1	874円
要支援2	976円
要介護1	1,009円
要介護2	1,119円
要介護3	1,229円
要介護4	1,339円
要介護5	1,449円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●自己負担のめやす (1日) 〈ユニット数1の場合〉

要支援2	771円
要介護1	775円
要介護2	812円
要介護3	835円
要介護4	852円
要介護5	870円

※要支援1の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●自己負担のめやす (7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	761円
要介護2	900円
要介護3	1,043円
要介護4	1,185円
要介護5	1,327円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、食事、入浴などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。

●自己負担のめやす (1か月)

〈一体型・訪問看護 サービスを行わない場合〉 〈一体型・訪問看護 サービスを行う場合〉

要介護1	5,817円	要介護1	8,487円
要介護2	10,382円	要介護2	13,258円
要介護3	17,238円	要介護3	20,238円
要介護4	21,806円	要介護4	24,948円
要介護5	26,372円	要介護5	30,223円

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和3年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●自己負担のめやす (1か月)

要介護1	12,650円
要介護2	17,699円
要介護3	24,880円
要介護4	28,219円
要介護5	31,920円

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和3年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

●自己負担のめやす

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

基本夜間対応型訪問介護	1,047円/月
定期巡回サービス	395円/回
随時訪問サービス	601円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和3年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

利用者負担の軽減について

介護保険制度では、利用者の負担が過度に重くならないように、利用者が支払った自己負担を軽くする制度があります。いずれも申請が必要ですので詳しくは市町の窓口または知多北部広域連合にお問い合わせください。なお、介護保険料の滞納がある場合は利用できません。

介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP15、21参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が定められた上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(予防)サービス費(相当支給費)」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が変わります。

利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
● 現役並み所得者※1(令和3年7月まで)		44,400円
令和3年 8月から	● 年収約1,160万円以上	140,100円
	● 年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
	● 年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
● 一般		44,400円
● 住民税世帯非課税等		24,600円
● 課税年金収入額およびその他の合計所得金額※2の合計が80万円以下の人 ● 老齢福祉年金の受給者		15,000円(個人)
● 生活保護の受給者		15,000円(個人)
● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。

※2 「その他の合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)から課税年金の所得金額を控除した金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月~翌年7月の算定分)

70歳未満の人がいる世帯の負担限度額

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人がいる 世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円



70~74歳の人がいる世帯、後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯の負担限度額

所得区分	70~74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で医療を 受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

- ※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額については、18ページをご覧ください。その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減や、知多北部広域連合の利用者負担軽減などを受けられる場合があります。詳しくは市町の窓口または知多北部広域連合にお問い合わせください。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ（工事をとみなさないもの） |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり（工事をとみなさないもの） | |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

●自己負担について

※レンタル費用の1割、2割又は3割です。支給限度額（15、21ページ参照）が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具購入 【特定介護予防福祉用具購入】

右記の福祉用具を、指定された事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●自己負担について

※いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収証などを添えて市町に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割又は3割）を除いた金額が支給されます。

※自己負担割合分を事業者に支払い、残りを保険者が支払う受領委任払いもあります。

指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具 |
| ③ 入浴補助用具 | |



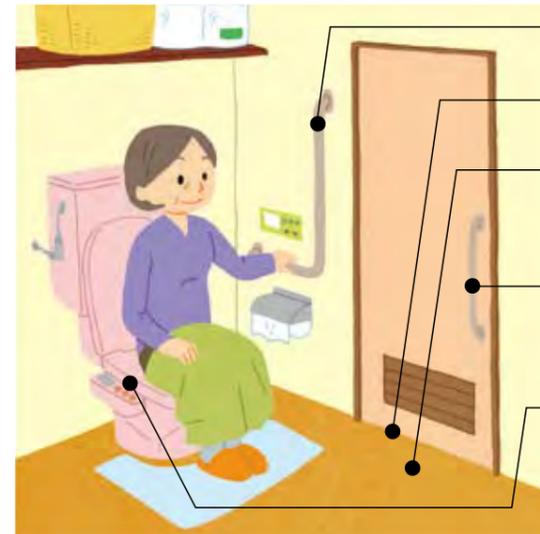
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

事前の協議が必要です！

小規模な住宅改修

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、要介護状態区分に関係なく改修費が支給されます。



- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材等の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替えやドアノブの取替えなど
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他改修に付帯して必要となる改修工事

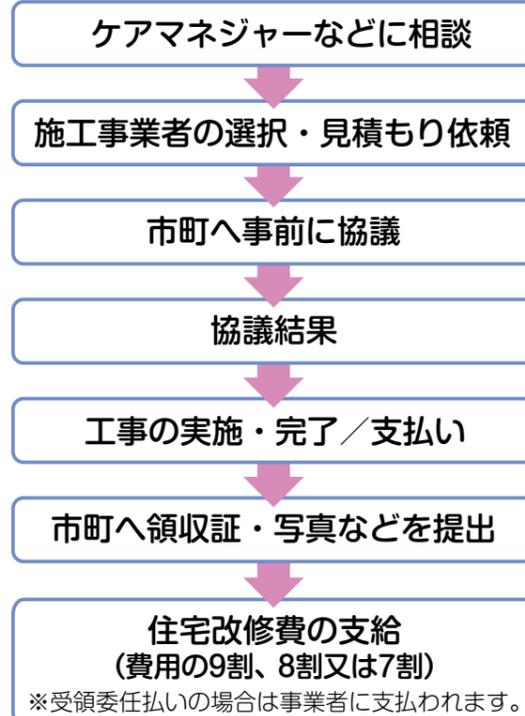
●自己負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市町に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分（1割、2割又は3割）を除いた金額が支給されます。

※自己負担割合分を事業者に支払い、残りを保険者が支払う受領委任払いもあります。

※引越した場合は、要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けられます。

手続きの流れ



協議に必要な書類

- 住宅改修費事前協議書
 - 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）に作成を依頼します。
 - 改修計画図面（改修前後）
 - 工事費見積書
 - 改修前の写真（日付入りのもの）
 - 住宅の所有者の承諾書（所有者が同一世帯の親族以外のとき）
 - マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの（マイナンバーカード以外の場合は、窓口に来られる方の写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）などが必要です。）
- ※詳しくはお住まいの市町の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

提出に必要な書類

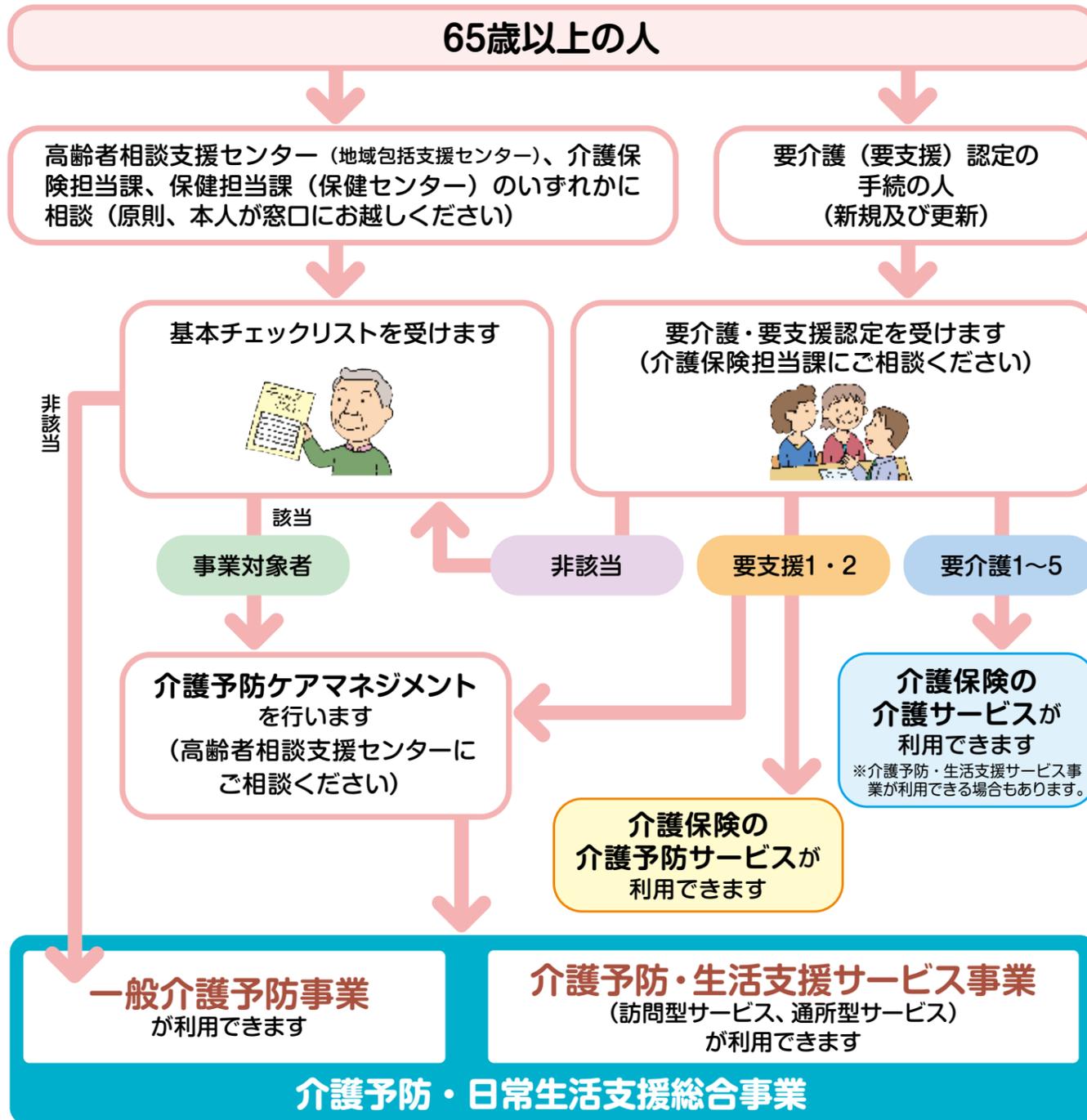
- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収証
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状況がわかる写真（日付入りのもの）

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は知多北部広域連合と市町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

「自己負担のめやす」は1割負担のめやすです。

利用までの流れ



訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス (ホームヘルプ)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

●自己負担のめやす (1か月)

週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,201円
週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2,399円
週2回程度を超える利用 (事業対象者・要支援2)	3,806円

訪問型サービスA (ホームヘルプ)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパー等による掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助が受けられます。

●自己負担のめやす (1か月)

週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	990円
週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,977円

上記以外の訪問型サービスについては、お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは、高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)または市町の担当窓口へお問い合わせください。

- 報酬改定に伴い、上記の内容が変更となる場合があります。
- 区分支給限度額については21ページと同様です。なお、事業対象者は要支援1と同様です。
- 高額介護予防サービス費相当支給費については、26ページの「高額介護予防サービス費」と同様です。
- 高額医療費合算介護予防サービス費相当支給費については、27ページの「高額医療・高額介護合算制度」と同様です。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。介護予防活動支援を行います。

お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは市町の保健担当窓口(保健センター)へお問い合わせください。

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス (デイサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●自己負担のめやす (1か月)

事業対象者(週1回程度の利用)・要支援1	1,696円
事業対象者(週2回程度の利用)・要支援2	3,476円

※送迎、入浴を含む。
※機能向上のためのサービスを行った場合は加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

通所型サービスA (デイサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、機能訓練及び集いの場等の日常生活の支援によるサービスが利用できます。

●自己負担のめやす (1か月)

事業対象者(週1回程度の利用)・要支援1	1,120円
事業対象者(週2回程度の利用)・要支援2	2,416円
送迎(1回(片道)につき)	31円

※食費、日常生活費は別途必要です。

上記以外の通所型サービスについては、お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは、高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)または市町の担当窓口へお問い合わせください。